

身体的拘束適正化、その他行動制限廃止、虐待の防止

当法人では、身体拘束の禁止及び虐待防止のための措置に基づき、本マニュアルを作成し、より質の高いサービス提供を行うために身体的拘束適正化および虐待防止委員会（以下、「委員会」）を設置します。

1. 当法人において、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為、虐待行為は行わないことを原則とする。

2. 身体的拘束、その他行動の制限をすることが緊急やむを得ないと判断する場合、以下の手続きを経て実施する。

① 委員会構成メンバー

- ・委員長 代表取締役
- ・虐待防止マネジャー 管理者兼児童発達支援管理責任者
- ・構成員 児童指導員
- ・構成員 児童指導員

②委員会の検討指針及び内容

利用者の方への行動制限が以下の3つの要件を満たす状態であるかどうかを確認する。

1. 切迫性…利用者の方本人又は他の利用者などの生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2. 非代替性…身体的拘束、その他行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
3. 一時性…身体的拘束、その他の行動制限が一時的なものである事。

③委員会の検討会議の開催と教育体制

緊急に実施と検討しなければならない場合は、当日の職員会議において協議し、同委員会へは事後報告するものとする。また、検討会議は年2回の開催を定例化し、職員への研修は年2回（新規採用時には採用後1ヶ月以内）実施する。ただし身体拘束についての報告、虐待(グレーゾーンや疑いも含め)があった場合はその都度会議を行う。

④利用者の方の家族、成年後見人等への説明

「やむを得ない場合」と判断された場合は、管理者の指示に基づき、利用者の保護者等に連絡、面接して判断内容、やむを得ない理由を委員会より説明する。利用者の状態の変化により、判断内容が変更された場合も同上の手続きを行う。

⑤保護者、委員会で合意の上、同意書を作成し、記名、捺印を行う。

3. 実際に身体的拘束その他行動制限を行う場合は、その内容及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を業務日誌や個人ファイルへ記録する。必ず報告、周知を徹底し、発生の原因、結果、適正化策について検討を行う。検討した内容を全スタッフに共有し、適正化策が有効的に働いているか検討していく。

虐待があった場合は、大津市に通報をする。また内部的には管理者や代表に報告し、必要に応じて委員会を開き、報告書も作成。利用者の安全を最優先し、家族への説明をスピーディーに行う。原因の分析、再発の防止のため、検討会議を行い、同じことが起こらないようにする。

4. 委員会は身体的拘束、その他行動制限をなくすことを目標とし、継続的に検討する。また、身体的拘束、その他行動制限、虐待ゼロへ向けて日常的に創意工夫を提案する。

5. 身体的拘束、その他行動制限とは、以下に示す厚生労働省の「(介護施設における) 身体拘束ゼロの手引き」の身体的拘束事項を参考にする。介護保険指定基準において、禁止の対象となる具体的行為は、次のような内容が挙げられる。

- 1.徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2.転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3.自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4.点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 5.点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付ける。
- 6.車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 7.立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8.脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9.他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10.行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11.自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。
- 12 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する

6. 身体拘束廃止、虐待に関する考え方

身体拘束や虐待は、利用者の生活の自由を制限し、尊厳のある生活を阻むものであり、利用者の人権を侵害するものである。当施設での身体拘束において、尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が拘束廃止に向けた正しい知識と意識を持ち、サービスの提供に努めるものとする。

具体的には

- 1.利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- 2.言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- 3.利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧

な対応に努めます。

4.利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為を行わないよう努めます。

5.「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

6.以下の点について十分に議論をし、共通認識となるよう努めます。

株式会社 GIFTer

ミライク